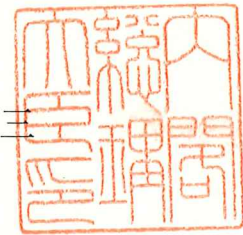




府公第 67 号 - 1
平成 31 年 3 月 27 日

公文書管理委員会
委員長代理 井上 寿一 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙に掲げる行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

○ 改正案

- 1 内閣官房行政文書管理規則改正案
- 2 郵政民営化委員会行政文書管理規則改正案
- 3 特定複合観光施設区域整備推進本部行政文書管理規則改正案
- 4 内閣法制局行政文書管理規則改正案
- 5 人事院行政文書管理規程改正案
- 6 復興庁行政文書管理規則改正案
- 7 内閣府本府行政文書管理規則改正案
- 8 宮内庁行政文書管理規則改正案
- 9 公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め改正案
- 10 警察庁における行政文書の管理に関する訓令改正案
- 11 個人情報保護委員会行政文書管理規則改正案
- 12 金融庁行政文書管理規則改正案
- 13 消費者庁行政文書管理規則改正案
- 14 総務省行政文書管理規則改正案
- 15 公害等調整委員会行政文書管理規則改正案
- 16 消防庁行政文書管理規則改正案
- 17 法務省行政文書管理規則改正案
- 18 公安審査委員会行政文書管理規則改正案
- 19 公安調査庁行政文書管理規則改正案
- 20 最高検察庁行政文書管理規則改正案
- 21 外務省行政文書管理規則改正案
- 22 財務省行政文書管理規則改正案
- 23 国税庁行政文書管理規則改正案
- 24 文部科学省行政文書管理規則改正案
- 25 厚生労働省行政文書管理規則改正案
- 26 中央労働委員会行政文書管理規則改正案
- 27 農林水産省行政文書管理規則改正案
- 28 経済産業省行政文書管理規則改正案
- 29 資源エネルギー庁行政文書管理規則改正案
- 30 中小企業庁行政文書管理規則改正案
- 31 特許庁行政文書管理規則改正案
- 32 国土交通省行政文書管理規則改正案
- 33 環境省行政文書管理規則改正案
- 34 原子力規制委員会行政文書管理規則改正案
- 35 防衛省行政文書管理規則改正案
- 36 防衛装備庁行政文書管理規則改正案

各行政機関における行政文書管理規則改正案（概要）

各行政機関における行政文書管理規則改正案は概ね行政文書の管理に関するガイドラインに沿ったものとなっているが、公文書監理官の設置状況等によって、規定が異なるため、整理する。

【改正事項】

- (1) 公文書監理官について
- (2) 副総括文書管理者について
- (3) 監査責任者について
- (4) 点検・監査について
- (5) 組織体制に基づく変更点
- (6) その他

【注】下記の略称はそれぞれ下記のとおり（以下同じ。登場順）

郵政：郵政民営化委員会、IR：特定複合観光施設区域整備推進本部、公取：公正取引委員会、個人情報：個人情報保護委員会、公安審：公安審査委員会、公安庁：公安調査庁、最高検：最高検察庁、文科省：文部科学省、厚労省：厚生労働省、農水省：農林水産省、経産省：経済産業省、国交省：国土交通省、原規委：原子力規制委員会、公調委：公害等調整委員会、中労委：中央労働委員会、エネ庁：資源エネルギー庁、中企庁：中小企業庁

【注】二重下線のある省庁は、政令以外を根拠として、「公文書監理官」を設置した省庁
太下線のある省庁は、「公文書監理官」を設置していない省庁

【注】原子力防災会議、国家公安委員会、各地方検察庁は、今般のガイドライン改正を踏まえた文書管理規則の改正を行わない。

(1) 公文書監理官について

ガイドライン第2 管理体制 (新設)

2 公文書監理官

大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

《留意事項》 (抄)

- 本省の公文書監理官が、法に基づく行政文書の管理について外局等の総括文書管理者の機能を分担する場合には、外局等の長の定める規則において、当該外局等の管理体制の中に位置付ける必要がある。具体的には、以下の例のように、当該外局等において公文書監理官が果たすべき役割に応じた規定を置き、本省の公文書監理官の職にある者を充てることとする。

【例1】

2 総括文書管理者

- (1) ○○庁に総括文書管理者1名を置く。
- (2) 総括文書管理者は、○○をもって充てる。
- (3) 総括文書管理者は、総括文書管理者の職務を助け、○○庁における行政文書の管理の適正な実施に係る事務を統括する。

【例2】

2 総括文書管理者代理

- (1) ○○庁に総括文書管理者代理1名を置く。
- (2) 総括文書管理者代理は、○○をもって充てる。
- (3) 総括文書管理者代理は、命を受け、○○庁における行政文書の管理の適正な実施に係る総括文書管理者の事務を代理する。

- なお、外局等の規則において上記のような規定を置かない場合には、当該本省の公文書監理官は、文書管理に関するPDCAサイクルの確立など、法の定める枠組みを超える公文書管理の取組に関して、外局等を含む省全体の文書管理に関する事務について取りまとめ、あるいは省全体の方針に沿うよう調整等を行うこととなる。

- 内閣官房、内閣法制局、郵政、IR、人事院、内閣府、宮内庁、公取、警察庁、個情委、金融庁、総務省、法務省、公安審、公安庁、最高検、外務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省、原規委：ガイドラインどおり記載している。

*郵政と公安審は公文書監理官の設置も文書管理規則で規定

- 公調委、消防庁、中労委、エネ庁、特許庁、中企庁：ガイドラインどおり総括文書管理者代理を記載している。
- 復興庁、防衛省：設置部署の記載を除きガイドラインどおり記載している。
- 消費者庁：ガイドラインどおりの記載をしつつ、担う事務を明記。
- 財務省：ガイドラインを踏まえつつ、点検・監査業務は公文書監理官が実質的責任者である趣旨を明記

※【参考】以下の行政機関は「公文書監理官」を設置せず（本省と共同）

- 公調委、消防庁、中労委、エネ庁、特許庁、中企庁：文書管理規則で定める（総括文書管理者が指名する者）（総括文書管理者代理）
- 国税庁、防衛装備庁：ガイドラインを踏まえて特段規定せず（本省の公文書監理官が調整）

(2) 副総括文書管理者について

ガイドライン第2 管理体制

3 副総括文書管理者

- (1) ○○省に副総括文書管理者1名を置く。
- (2) 副総括文書管理者は、○○課長をもって充てる。
- (3) 副総括文書管理者は、1-(3)-①～⑥に掲げる事務について総括文書管理者及び公文書監理官を補佐するものとする。

《留意事項》

<副総括文書管理者>

- 「副総括文書管理者」は、当該行政機関全体の文書管理を総括する総括文書管理者及び公文書監理官を補佐する。ただし、副総括文書管理者が総括文書管理者を直接補佐することとする場合には、「及び公文書監理官」は削って差し支えない。また、本省の公文書監理官が外局等の総括文書管理者の機能を分担する場合であって、外局等の副総括文書管理者による日常的な補佐になじまないときは、外局等の規則においては、「及び公文書監理官」は削って差し支えない。

- 内閣官房、郵政、人事院、復興庁、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、公調委、消防庁、法務省、最高検、外務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省：ガイドラインどおり総括文書管理者及び公文書監理官（総括文書管理者代理・統括文書管理者を含む）を補佐。 *人事院、最高検は充てる者の規定変更
- 防衛省：ガイドラインどおり総括文書管理者及び公文書監理官を補佐するとともに外局と協力することを明記。
- 防衛装備庁：留意事項を踏まえ、引き続き総括文書管理者を補佐するとともに本省と協力することを明記。
- 内閣法制局、IR、宮内庁、公取、個情委、消費者庁、公安審、公安庁、財務省、国税庁、中労委、エネ庁、特許庁、中企庁、原規委：留意事項を踏まえ、引き続き総括文書管理者のみを補佐。（実質改正なし） *個情委、消費者庁は充てる者の規定変更

(3) 監査責任者について

ガイドライン第2 管理体制 *下線が改正箇所

6 監査責任者

- (1) ○○省に監査責任者1名を置く。
- (2) 監査責任者は、○○課長をもって充てる。
- (3) 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。

《留意事項》

<監査責任者>

- 「監査責任者」は、文書管理に関するコンプライアンスを確保するため、各文書管理者における法令及び訓令等の遵守状況を把握し改善を図るための「監査」を実施する。
- 「監査責任者」には、公文書監理官室等の課長を充てることを原則とする。
- 「監査責任者」は、公文書監理官の下、監査責任者としての立場で「監査」を企画・実施し、総括文書管理者及び公文書監理官に監査結果を報告（第8-1-(2)）する。また、外部監査を実施する場合においても、外部監査実施者の報告先を監査責任者とすることに留意する。
- 適正な監査を確保する観点から、「監査責任者」の実務的な補佐体制（例：監査担当者）を置くことも考えられる。

- 内閣府、総務省、財務省、国税庁、厚労省、経産省、環境省：公文書監理室長をもって充てる
- 人事院、内閣法制局、復興庁、宮内庁、公取、個情委、消費者庁、公安審、公安庁、国交省、原規委：公文書監理官をもって充てる
- 公調委、消防庁：「総括文書管理者が指名する者」をもって充てる（改正あり）
- 内閣官房、郵政、IR：監査責任者を「総括文書管理者が指名する参事官」と規定（改正なし）
- 警察庁、金融庁、法務省、外務省、文科省、防衛省：公文書監理官室等の置かれる課の課長をもって充てる（改正なし） *防衛省は充てる者の規定変更
- 最高検：公文書監理室の置かれる課の課長をもって充て、監査部門との協力を明記
*充てる者の規定も変更
- 農水省：公文書監理室に属する課長をもって充て、公文書監理官の下で監査を行うことを明記。
- 中労委、エネ庁、特許庁、中企庁、防衛装備庁：公文書監理官室等を置かないため、改正なし

(4) 点検・監査について

ガイドライン第8 点検・監査及び管理状況の報告等 *今回の改正事項なし

1 点検・監査

- (1) 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- (2) 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

- 内閣官房、厚労省：監査結果を総括文書管理者 及び公文書監理官 に報告。
- 個人情報委員会：監査結果、紛失等への対応等を総括文書管理者 及び公文書監理官 に報告。
- 財務省：点検監査の実施主体、紛失等への報告、管理状況報告等の主体として公文書監理官を位置づける改正。
- 防衛省、防衛装備庁：点検・監査、紛失等への対応、管理状況の報告を行う際の主任文書管理者等の関わりを明記。

(5) 組織体制に基づく変更点

- 警察庁：警察法の一部改正に伴い、地方機関として設置されている中国管区警察局と四国管区警察局を統合し、「中国四国管区警察局」が設置されるとともに、同局内に「四国警察支局」が新設される予定であることに伴う所要の改正を行う。
- 文科省：文教施設企画部長の名称変更等に伴う所要の変更を行う。

(6) その他

- 内閣官房、人事院、公安審、公安庁、外務省、中労委、経産省、エネ庁、特許庁、中企庁、原規委：条ずれ・誤字脱字などの所要の改正を実施。
- IR：別表第1及びガイドラインと異なる形で策定していた、別表第2について、平仄を合わせるため修正。
- 個情委：ガイドラインとの平仄を合わせるための修正。
- 総務省：副総括文書管理担当者の所掌事務変更に伴う改正。
- 法務省：別表の改正（恩赦に係る事務の管理に関する重大な経緯に関する文書等）
- 財務省：主任文書管理担当者の設置。
- 防衛省、防衛装備庁：主任文書管理者、副主任文書管理者の設置、報告等の体制整備、別表の追記（指示書に基づく対応に係る事項）。

【施行日】

平成 31 年 4 月 1 日